

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

2010年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のない世界と安全を達成する」ことに合意し、「すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調した。次回2015年NPT再検討会議を開く前に、今、世界のすべての国の政府と市民社会には、この目標を現実に変えるために協力し行動することが求められている。

しかし、それから3年になる今も、「核兵器のない世界」を達成する道筋はなお見えていない。米露の合意を含め一定の核兵器が廃棄されたとはいえ、世界には今なお1万7千発余もの核兵器が配備、貯蔵され、他方では朝鮮半島をめぐる現在の緊張に見られるように新たな核兵器の動きが続いている。意図的であれ偶発的なものであれ核兵器が使われる危険は現実存在している。

この状況を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所が断じたように核兵器の使用は「国際人道法の原則と規則」に反するものであり、世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。

この決断と行動を遅らせることは、第2、第3のヒロシマ、ナガサキにつながる危険を放置することになる。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐって軍事的緊張が高まっているなかで、国際紛争の解決手段としての武力による威嚇又は武力の行使を憲法で放棄した日本が、核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進するうえでもきわめて重要である。

これらのことから、2015年NPT再検討会議に向かって、核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう望むものであるが、本年4月の第2回準備委員会での「核兵器の人的影響に関する共同声明」に世界の70カ国を超える国々が賛同する中で、唯一の被爆国である日本が署名を拒否したことは、国際社会に大きな失望感を与えた。

今後、核軍縮・廃絶と安全保障に関わる諸機関で、日本政府が世界の多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条約の必要性和、その実現のための行動を提起するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年6月20日

宮城県美里町議会議長 相澤清一

内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	新藤義孝	殿
外務大臣	岸田文雄	殿